

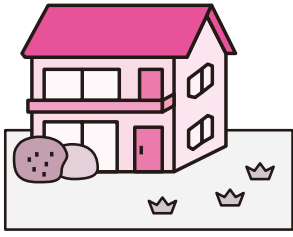
# 本会議のあらまし

平成29年館林市議会第4回定例会は、12月1日から14日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案は、追加議案を含め13件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、承認、可決されました。

## 人事案件

▽固定資産評価審査委員会委員の選任についてⅡ固定資産評価審査委員会委員の三條秀子さん（近藤町）の任期が、平成30年1月21日をもって満了となることから、引き続き選任したいとして、地方税法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。



## 条例の制定

▽館林市土砂等による埋立て等の規制に関する条例Ⅱ近年、建設工事に伴い排出された土砂等による埋立てや盛土の事例が増加し、これに伴う土壌の汚染や堆積された土砂の崩落などの災害発生が懸念されていることから、平成25年10月から施行されている3000㎡以上を対象とした「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」に準じ、本市においても、500㎡以上3000㎡未満の土地を対象に必要な規制を行うことにより、事業の適正化を図り、生活環境を保全するとともに、災害防止を図

ることを目的とし、本条例を制定しようとするものです。

主な条例の内容については、市の責務をはじめ、埋立て等を行う者や土砂等を排出する者等のほか、土地所有者に対する責務も規定し、特に、埋立て等を行う者には、土砂等埋立等区域の周辺住民の理解を得るよう努めなければならないと規定しています。また、土砂等の埋立て等に関しては、環境基本法に規定する土壌汚染に係る環境基準に準ずるほか、許可条件に違反等があった場合には、改善命令や、許可の取り消し等を行うとともに、立入検査などを行い、条例の規定に違反した者には懲役刑等の罰則も定めているもので、全員一致で可決されました。

## 条例の改正

▽館林市報酬、費用及び実費弁償条例の一部を改正する条例Ⅱ国の農地利用最適化交付金事業の実施に伴い、館林市農業委員会の委員及

び農地利用最適化推進委員の報酬を改定する必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

主な改正内容については、本市の農業委員会が新体制に移行したことで、農業委員会の積極的な活動を推進するための国の農地利用最適化交付金事業に該当することとなったことに伴い、農地利用最適化に係る活動及び成果の実績に応じた加算額を、農業委員及び農地利用最適化推進委員に支給するための財源として国が交付するもので、これまでの月額報酬に加えて加算額を支給できるようにするものです。この加算額の上限は月額4万7000円で、その算出方法は国の要綱で定められ、農業委員会ことの一年間の活動及び成果の実績を基礎としていることから、委員ごとに加算額の差異を設けません。月の活動が一日未満の委員には、当該月の加算金は支給しないと定めるもので、全員一致で可決されました。

▽館林市市道に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正により、高速道路番号等の道路標識が新たに追加されたことに伴い、市の条例にお

び農地利用最適化推進委員の報酬を改定する必要があるため、本条例の一部を改正するものです。主な改正内容については、本市の農業委員会が新体制に移行したことで、農業委員会の積極的な活動を推進するための国の農地利用最適化交付金事業に該当することとなったことに伴い、農地利用最適化に係る活動及び成果の実績に応じた加算額を、農業委員及び農地利用最適化推進委員に支給するための財源として国が交付するもので、これまでの月額報酬に加えて加算額を支給できるようにするものです。この加算額の上限は月額4万7000円で、その算出方法は国の要綱で定められ、農業委員会ことの一年間の活動及び成果の実績を基礎としていることから、委員ごとに加算額の差異を設けません。月の活動が一日未満の委員には、当該月の加算金は支給しないと定めるもので、全員一致で可決されました。

